

平成30年度第2回宮崎県農政審議会議事録

日時：平成31年2月15日（金）

13：30～14：50

場所：県庁附属棟3階301号室

午後 1 時30分開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから宮崎県農政審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、野口総括次長が御挨拶を申し上げます。

○農政水産部次長（総括） 皆様、こんにちは。農政水産部次長の野口でございます。

まずは、皆様方には大変お忙しい中に、今年度 2 回目になります農政審議会に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろから本県の農業振興に多大なる御理解、御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げたいと存じます。

さて、今年度は、昨年 4 月に、御案内のとおり、250 年ぶりという硫黄山の火山活動がございました。それによりまして、えびの市の一部地域においては米づくりができないという非常に厳しい状態がございました。いろいろ手は尽くしておりますけれども、今年もまだ作付できない地域もございます。予断の許さないこともございますので、これからは関係の皆様方と一緒に頑張って対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、台風 24 号等、非常に大きな台風に見舞われまして、農作物、ハウスなどの被害がここ 10 年では最大規模の被害でございました。こちらにつきましても、国のお力をお借りしながら、市町村、JA の皆さんと一緒に、被害を受けられた農家の皆さんに寄り添った対応を進めているところでございます。

それから、皆さんよく御案内のとおりでございますが、豚コレラ、海外ではアフリカ豚コレラ、口蹄疫等々も続いております。家畜伝染病の発生が相次いでおりますので、強い危機感を持って防疫体制の徹底に努めてまいりたいと考えております。

それから、国際的には、TPP11、日本とEUのEPAが相次いで発効いたしましたところでございます。こういった大きな環境の変化もございますし、引き続き、担い手の減少や高齢化が続いております。こういった構造的な課題を抱えておりますので、さまざまな課題に対応して本県の農業を今後どうしていくか、そういう時期になっております。今は第七次の長期計画を進めておりますけれども、来年度からは第八次の長期計画に向けて策定作業を開始いたします。その審議に当たりましては、皆様方の御意見をいただきながらこの農政審議会の場でも御議論いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いしたいと存じます。

せっかくの機会ですので、農業に関します最近の話題を 3 点ほど御紹介させていただき

たいと思います。

まず1つは、今月の24日、これはアメリカの話でございますが、第91回アカデミー賞授賞式のアフターパーティーで、昨年に引き続き2年連続で宮崎牛が採用されることになりました。2年連続の採用は、宮崎牛の品質が世界に認められた証だと思っております。生産者の皆様はもとより、JAグループ等関係機関の方々の長年の御尽力の結果がこのことにつながっているものと、改めて敬意を表したいと思っております。

2つ目は、去る1月31日に48回目の日本農業賞が発表されました。これは全国と都道府県のJA中央会、NHKが主催されるものでございます。個別経営の部、集団組織の部、食の架け橋の部という3つの部門がございます。その中の食の架け橋の部、これは農業者と消費者を結ぶ活動ですとか、地域づくりに御貢献いただいた活動をたたえようというもので、西米良村の小川作小屋村運営協議会が、大賞に次ぐ特別賞を受賞されましたので、改めてお祝い申し上げたいと思っております。

3つ目でございます。「みやざきジビエフェア」が今月2月1日から28日まで、県内36のお店で開催されます。ジビエの利用促進につきましては、鳥獣被害対策に加えまして、地域資源として地域の振興にもつながる取組でありますので、さらに力を入れていきたい分野でございます。皆様も是非お店のほうに足を運んでいただいて食べていただくと幸いです。

さて、今日は、次第にございますように、2つの議事を予定しております。1つ目は、平成31年度の農政水産部の主な事業につきまして御説明を申し上げます。2つ目は、宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称）骨子案についてということで、前回の農政審議会にて御説明させていただきました種子関係につきましては、2月定例県議会で条例案を上程させていただくことにしておりますので、その骨子案について御報告させていただきます。

本日は今年度最後の審議会となります。限られた時間ではございますけれども、忌憚らない御意見等をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、本日御出席いただきました審議員の皆様の御紹介ですが、時間の関係もございまして、お配りしました名簿と座席図により御紹介に代えさせていただきたいと思っております。

なお、名簿に6名の方が欠席と書いておりますが、市原審議員も欠席ということで連絡が入っております。都合7名の方が欠席でございます。

それでは、議事に移らせていただきますが、農政審議会条例第4条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うこととされております。これからの進行につきましては黒木会長にお願いしたいと存じます。黒木会長、よろしくお願いいたします。

○黒木会長　こんにちは。今日は雨も降り、足元の悪い中ではありますが、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいま次長からお話がありましており、今日もしっかり審議会の役割が果たせるように努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今日は、先程ありましたように、2点について審議いただくことにいたしております。審議会ですから、農政全般について、皆さん方の持論や提案や意見をたくさん出していただきたいと思います。ただ、今日は事業の説明ですから、そういう雰囲気にならないかもしれませんが、多種多様な御意見をいただけたらありがたいと思うところがありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に議事録署名者を私のほうから指名させていただきたいと思います。久家審議員と児玉審議員の御両名、よろしゅうございますか。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、議題1につきまして、事務局から説明を願います。

○農政企画課課長補佐（総括）　それでは、資料2を用いまして、議題1「平成31年度農政水産部の主な事業について」、御説明いたします。8つの事業についてこれから順番に御説明してまいります。

最初にお断りを申し上げますが、昨日の夜のニュースや今朝の新聞で、来年度の県の当初予算の概要が報道されているところですが、昨日が報道への公表日だったことから、事前に審議員の皆様はこの事業の概要等を送付することができませんでした。あらかじめお目通しいただいておけばいろいろと活発な御意見もいただけたと思いますが、今回初めて見られる資料での説明になりますので、一言お断り申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。まず、私のほうから、「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」について説明いたします。

この事業は、作業受託組織の育成・強化に向けた取組などを支援し、地域農業を支える営農体制を構築することで、中山間地域農業の維持・発展を図るものであります。

右側の２ページを御覧ください。１の中山間地域農業の現状・課題ですが、右のほうのグラフの将来人口推計割合を見ますと、2015年を１としたときの2045年の人口推計割合が、西米良村で0.52、日之影町で0.39と、人口減少が平地より高い水準で進行することが予想されております。このため、農業継続に必要な労働力の確保が今後ますます厳しくなるおそれがございます。また、平地に比べて耕地面積が小さいことから、新富町では一筆当たりの面積が18アールに對しまして日之影町では３アールとなっておりまして、規模拡大による所得向上も困難な状況でございます。

このため、未来につながるために必要な取組としまして、この事業におきまして、農作業受託組織の体制確立支援や機械化・省力化、並びにスマート農業等先進技術の導入などに対する支援を行うこととしております。

具体的には、２の事業内容の（１）作業受託体制強化事業におきまして、各種メディア等を活用した求人など、地域外から人を呼び込むための取組、建設業や林業など他産業と連携した労働力の確保など組織間連携による取組、省力化等に必要な機械の導入といった受託能力向上のための取組など、中山間地域の品目横断的な作業受託組織の育成強化に向けた取組等を支援することとしております。

併せまして、（２）中山間地域農業推進事業におきまして、スマート農業等先進技術導入のための検討会を実施するなど、中山間地域の特性に合った取組を推進してまいりたいと考えております。

左側の１ページに戻っていただきまして、２の事業の概要であります、予算額といたしまして1千万円、事業期間は平成31年度から33年度までの３か年間で予定しております。

説明は以上です。

〇みやざきブランド推進室長 続きまして、みやざきブランド推進室です。

３ページ、４ページをお開きください。「モノ・産地・心が動く！「みやざきブランド」マーケティング事業」について御説明いたします。

まず、３ページ、１の事業の目的・背景でございますが、本事業は、県産農畜産物の取引拡大やみやざきブランドの認知度向上等を図るため、重点取引先や消費者等との協力関係を強化し、攻めのみやざきブランド対策を展開するものでございます。

右側、４ページを御覧ください。まず、「産地を巡る状況」にあるように、本県農業は、農家数の減少等による産地力の低下、産地でのブランド意識の希薄化、量販店等取引先の大規模化や産地の囲い込み、販売形態の多様化など、さまざまな課題に直面しております。

こうした課題解決に向け、「事業の視点」にあるとおり、本事業においては、重点取引先等との強い関係性の構築による取引づくり、産地に軸足を置いたブランドの推進による産地力の向上、消費者やメディアとの太い関係性の構築による戦略的かつ攻めのPR展開といった、3つの視点で取り組んでまいりたいと考えております。

まず、「モノが動く」のブランド・バリューチェーンパートナー構築促進事業では、健康に着目した商品といった、本県の強みを生かし、重点取引先との戦略的な取引づくりや消費動向に対応した新たな取引づくりを進めることとしております。

また、「産地が動く」の“産地が築く”強い・太い取引づくり事業では、生産者に対し、ブランド意識の向上を図ることにより、産地が主体となった取引づくりを推進するとともに、「心が動く」の戦略的ブランドプロモーション事業で、「Karada Good Miyazaki」のイメージを前面に出し、メディア関係向けに定期的な情報会「メディアアカデミー」を開催したり、「きんかんヌーボー」といった消費者と産地とが一体となった魅力発信プロモーションを行うなどし、ファンづくりに取り組んでまいります。加えて、観光物産PR事業と連動し、ラグビーワールドカップや東京オリパラ等のビッグイベントの機会を活用し、みやざきブランドの魅力を発信していきたいと考えております。

左の3ページにお戻りください。2の事業の概要ですが、予算額は1,431万8千円、事業期間は平成33年度までの3年間を予定しております。

3の事業効果としましては、県産農畜産物の取引拡大、みやざきブランドの認知度と購買意欲の向上が図られ、ひいては産地の維持・活性化につながるものと考えております。

説明は以上でございます。

○農業担い手対策室長 続きまして、農業担い手対策室です。

5ページを御覧ください。「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」でございます。

1の事業の目的ですが、担い手を確保するため、離農希望者の有します経営資源を就農希望者に承継する仕組みを構築するものです。

右のページ、上段の課題と対応を御覧ください。農業者は急速に高齢化しておりまして、資料には記載しておりませんが、65歳以上の農業者の割合は5割を超え、また、後継者がいない農家は6割以上と、今後、耕作者不在の農地やハウスなどの農業経営資源が大量に発生することが予想されておりまして、これらの資源を今後の就農希望者に円滑に引き継いでいただくことが重要となっております。一方、ハウスなどの資材価格が高騰し

ていることで就農環境が悪化していることから、中古ハウスなどの施設を有効に活用して就農希望者の初期投資を低減していくことが必要となっています。しかしながら、農地やハウスなどの農業施設の第三者への承継には、適切な価格評価などさまざまな問題がございます。

このため、ポンチ絵の中ほどにありますとおり、県農業振興公社にあります農地中間管理機構の機能を活用しまして、就農希望者が必要とする農地をあらかじめ確保しておきます。また、資産評価等を行う農業承継コーディネーターを配置し、離農希望者の中古ハウスなどの情報収集を広域に行うとともに、農地とハウスなどをパッケージにし、市町村等の枠を超えて就農希望者とのマッチングを進めていくこととしております。なお、本事業の実施に当たっては、市町村やＪＡ団体等と連携し、就農希望者を支援することとしております。

見込まれる効果ですが、この取組により、新規就農者の増加と早期の経営安定、農業資源の有効活用と承継促進が図られるものと考えており、また、優秀な篤農家の近くに新規就農者を誘導することで、技術等の円滑な承継のみならず、産地の団地化の促進にもつながるものと考えております。

左のページに戻っていただきまして、２の事業の概要ですが、予算額は3,010万2千円、事業期間は平成32年度までの２年間で予定しております。

以上でございます。

○農産園芸課長 続きまして、農産園芸課でございます。

７ページを御覧ください。「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」でございます。

本事業は、１、事業の目的・背景にあるとおり、本県の米需要に対応した新品種や新たな作型、先端技術を活用した高精度・超省力化技術の導入を図り、次世代まで持続可能な水田営農体系の構築を図るものでございます。

具体的には、右のページで御説明いたします。

まず、上段の現状の欄、左側のグラフを御覧ください。水稻生産の担い手が年々減少する中で、棒グラフの動きのとおり、全水稻作付面積は、約２万3,000ヘクタールで推移しております。しかしながら、内訳では、主食用米は減少する一方で、ＷＣＳや加工用米など非主食用米は拡大傾向にございます。

それぞれの状況は、主食用米では、早期米は首都圏を中心に季節商材として確実な需要がございます。また、普通期米は県民米として定着しております。もう一度下のグラフを

御覧いただくと、グラフの中段に、点線で主食用米の安定販売数量下限 1 万 4,500ヘクタールとしておりますが、主食用米はこの下限に近づいておりますことから、主食用米については今後作付面積の確保が課題となっております。また、近年、県外のブランド米との競合が発生しております、対抗していくためには、平成27年に取得した食味ランキング「特A」の再取得が課題となっております。

次に加工用米についてです。焼酎需要を背景といたしまして、さらなる供給拡大が求められており、また、業務用米につきましても、大手外食事業者等の需要が拡大するなど、これまで以上に需要に対応した作付拡大が求められております。一方で、担い手及び農業機械の項目にございますが、高齢農家のリタイアで、担い手不在の地域や特定の担い手への作業集中が発生し、負担軽減のための管理作業の効率化等が課題となっております。

これらの課題を解決するため、中ほどの事業内容にございますように、1の宮崎米需要対応促進事業では、食味ランキング「特A」の再取得と、焼酎原料用・加工用米の専用品種の導入や安定多収技術の確立に取り組めます。また、2の①次世代型高効率生産体制実証事業では、自動給水装置等の省力技術について現地での実証に取り組めます。また、②の高効率機械化体系整備事業では、今後普及拡大が必要な密苗システムなどの低コスト省力機械の導入を推進してまいります。

本事業の取組によりまして、宮崎米の効率的な生産によります水稻生産の規模拡大や所得向上を図ってまいります。

左のページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますとおり、予算額は17,566千円、事業期間は平成33年度までの3か年を予定しております。

説明は以上でございます。

○畑かん営農推進室長 農村計画課畑かん営農推進室でございます。

9ページ、10ページをお開きください。「畑かんフィールドで拓がる！畑作産地育成事業」について御説明いたします。

まず、この事業の背景について御説明いたします。資料には記載しておりませんが、近年は、食の外部化や簡便化志向など、消費者のライフスタイルの大きな変化に伴い、加工・業務用野菜等の需要が高まるとともに、マーケットからは、契約に基づく定時・定量・定品質の農産物の出荷が求められております。このため、県内で整備を進めております畑地かんがいの水を活用した儲かる畑作営農の実現に向けて、関係機関が一体となり推進に取り組んでいるところでございます。

資料の右のページを御覧ください。上段の課題にありますとおり、これまで蓄積されました畑かん営農の技術情報のさらなる啓発が必要であり、水利用の向上に向けた効果的なPRや、散水器具の設置、撤去作業の労力が重荷となり、導入に踏み切れない農家の方々からは、超省力型の技術開発による生産コスト低減や労働力削減の取組が求められています。

今回の事業は、中段左側の①畑かんフィールド展開事業において、まず、アの畑かんフィールドによる見せる活動の展開につきましては、既に水を使っている圃場を「畑かんフィールド」と呼び、散水と生育といった状況を周辺の農家の方へ見せる活動を展開していきます。また、フィールドにはのぼり旗や問い合わせ先の看板を設置してPRしていきます。

その下のイの畑かん効果PR力の強化につきましては、今年度も各地域で委嘱を行いました第3期の畑かんマイスターによる周辺農家への啓発活動を強化するとともに、マイスターの声や散水器具等を記載したパンフレット等による畑かん営農情報のPRを強化してまいります。

併せまして、右側の②スマート畑かん営農実証事業において、国のスマート農業加速化実証プロジェクトを活用するものです。農業法人などと連携して、アのICTとの組み合わせによる超省力型の散水技術の開発・実証や、イのドローンによる営農実態把握を行いまして、品目ごとの農地集積を図り、低コスト散水を推進してまいります。

本事業を行うことにより、畑かんを活用した大規模畑作の産地化を図っていきたいと考えております。

左のページの2の事業の概要ですが、予算額は556万円、事業期間は平成33年度までの3か年を予定しております。

説明は以上でございます。

○農村整備課長 続きまして、農村整備課でございます。

資料の11ページをお開きください。「公共農地防災事業」について御説明いたします。

本事業につきましては、1の事業の目的・背景にありますように、多発しております集中豪雨や今後発生が懸念されます南海トラフ地震による農地や農業施設の災害を未然に防止し、農業生産性の維持、農業経営の安定及び県土の保全を図るものでございます。

2の(5)の事業内容につきましては、①から⑦の7つのメニューで構成しておりますが、そのうち、②のため池等整備事業と⑥の水質保全対策事業について御説明いたします。

右側の12ページを御覧ください。

まず、ため池等整備事業についてでございます。

平成30年7月豪雨では、中国・四国地方を中心に32カ所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えております。本県におきましては、写真で事例を示しておりますけれども、10年ほど前に農地が埋没する被害が発生して以降、ため池の決壊は発生していませんが、下流に家屋等があり、決壊した場合に被害が大きいため池を防災重点ため池として選定し、重点的に改修工事を進めております。また、今後3年間は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」としまして、さらに集中的に改修工事を実施することとしております。なお、この防災重点ため池につきましては、他県では重点ため池以外のため池が決壊したことを受けまして、現在、全国的に再選定を行っているところでございます。

次に、⑥の水質保全対策事業についてでございます。

昨年4月に硫黄山が噴火しまして、現在でも依然として予断を許さない状況が継続している中、濁水が河川に流入し、長江川水系河川の水質が悪化し、水稻作付ができない事態が生じている状況でございます。このため、平成30年度から本事業により用水路の改修工事等を実施しておるところで、来年度以降も引き続き、水稻作付が困難な地域の解消を図ることとしております。

具体的な事業内容としましては、長江川水系にかかわる新たな恒久的な用水確保を目的に、湧水やため池の既存水源を最大限に活用するための農業用水施設の改修や、長江川以外の河川や浜川原湧水からの新たな用水確保に取り組むこととしております。

左側のページに戻っていただきまして、2の（1）の予算額は29億1,854万9千円を計上しております。

農村整備課からの説明は以上でございます。

○畜産振興課長 続きまして、畜産振興課でございます。

資料の13ページをお開きください。「2022全国和牛能力共進会対策事業」であります。

まず、1の事業の目的・背景にありますとおり、本事業は、2022年10月に鹿児島県で開催される第12回全共に向け、生産農家や関係機関が「チーム宮崎」として一丸となって改めて日本一達成を目指し、宮崎牛のさらなる発展を図ることを目的としております。

右側の14ページを御覧ください。まず、全国和牛能力共進会は、5年に1回開催されます和牛のオリンピックとも言われるものでありまして、和牛の能力のさらなる向上を目的

にすることや、全国から和牛の産地が集まり、牛の体形や牛肉の質を競う大会でございます。

資料上段にありますとおり、これまでの成績としましては、官民一体となった取組により、平成19年に開催されました第9回鳥取大会から第11回の宮城大会までの3大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど、宮崎牛の名声を高める大きな効果を上げてまいりました。第12回大会につきましては、第11回大会の宮城大会に比べ、牛の輸送負担は軽減されますけれども、和牛頭数日本一の鹿児島県での開催であり、加えて強敵揃いの九州での開催であること、また、出品区の変更や他県におきます出品技術や改良技術の向上などによりまして、これまでにない厳しい戦いが予想されております。

そこで、具体的には、資料中段の事業内容にありますとおり、今後、生産者を中心に関係機関と連携しながら、出品条件の変更等に的確に対応しつつ、すぐれた出品候補牛を選定できるよう、交配雌牛調査や受精卵移植技術活用などの出品強化対策に向けて準備をスタートさせてまいります。

第12回大会におきましても、日本一を目指して計画的かつ積極的に取り組み、日本一のブランド宮崎牛のさらなる発展を図ってまいりたいと考えております。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要であります。予算額は820万3千円、事業期間は平成34年度までの4年間を予定しております。

説明は以上であります。

○家畜防疫対策課長 続きまして、家畜防疫対策課です。

15ページを御覧ください。「全国モデルとなる家畜防疫対策事業」であります。この事業は、事業の目的・背景にありますように、口蹄疫をはじめとする家畜伝染病を防止するため、水際防疫と地域防疫のさらなる徹底を図るとともに、口蹄疫埋却地の利活用、あるいは口蹄疫を忘れないための情報発信等を行い、全国モデルとなる防疫体制の維持・強化を図るものでございます。

右のページを御覧ください。近隣諸国では相変わらず家畜伝染病が続発しております。台湾では一年を通して鳥インフルエンザが発生しておりますし、韓国では今年1月に入りまして口蹄疫が再び発生しております。また、昨年8月は、これまでアジアでは確認されておりました、ワクチンや治療法がないアフリカ豚コレラが中国で初めて確認され、その後、ほぼ中国全土に蔓延している状況です。また、今年に入りまして、モンゴルでも同じくアフリカ豚コレラが発生しております。

一方、②にありますけれども、訪日外国人は年々増加しておりまして、そのうちの86%ほどはアジアからの来客となっております。また、これに伴いまして、海外からの畜産物の不法持ち込み、畜産物としては加工品も含めて日本には持ち込まないことになっておりますが、不法持ち込みなどにより家畜伝染病の侵入リスクが増大しております。アフリカ豚コレラで申しますと、10例ほどがハム、ソーセージ類からその病原体の遺伝子が分離されているといったような報道もなされているところでございます。

このため、下段のほうに示しておりますが、水際防疫体制や地域防疫体制の充実のために、多言語表示のチラシによるきめ細やかな啓発や、あるいは水際施設に加えてスポーツ施設等での靴底消毒の実施、また、地域が協力して取り組む農場の巡回消毒等に対する支援等を引き続き行ってまいります。

左のページにお戻りいただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は2,192万6千円、事業期間は平成33年度までの3か年でございます。

説明は以上でございます。

○黒木会長 以上で事業内容の説明が終わりました。

それでは、審議員の皆様方にそれぞれ御意見を伺いたいと思います。たくさん説明を受けましたので、今ここでこれは言っておきたいという方がいらっしゃれば挙手をお願いしたいと思います。特にないようでありましたら、項目別にいきたいと思います。

最初の「未来につなぐ中山間地域農業支援事業」について、何か御意見や御質問はございませんか。——特段ないようでございます。

次に行きます。「モノ・産地・心が動く！「みやざきブランド」マーケティング事業」についてはございませんか。

○児玉審議員 みやざきブランドを全国や世界に広めていってほしいというのがマンゴー農家としてもあるんですが、オリンピックが終わった後も、2025年には大阪万博が決まりましたし、そこでも宮崎の食を世界にPRしてほしいということと、第12回全国和牛能力共進会で日本一をもしとれば、大阪万博につながるいいPRにもなると思います。また、宮崎国体も決定しておりますので、そこでも宮崎の食・ブランド、安全・安心をPRしてほしいなと期待しております。

○黒木会長 今、児玉審議員のおっしゃったとおりだと思います。これから目白押しです。宮崎を舞台に国内の大きな行事がたくさんございますし、また、今年からサッカーも始まりますが、日本国内でもいろんなことがあります。食を売り込むチャンスだと思います。

これらにつきまして、基本的には県はどういうお考えですか。

○みやざきブランド推進室長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、行政の事業というのは3か年ということでこのように書いておりますが、当然、これ以降もあらゆる機会を通じて積極的に売り込んでいきたいと思っております。御心配なくといっちはあれですが、私どもも精いっぱいやらせていただく所存でございますので、引き続き御協力と御支援をお願いしたいと思います。

○黒木会長 ありがとうございます。そのほか、何かございませんか。

一気にたくさん言ってもなかなか難しいと思いますが、お気づきになられましたり、よい考えが浮かばれましたら、戻っても結構でございますから、御発言いただきたいと思います。

次に、「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」について何かありませんか。中間管理機構の今の状況はどうなんですか。委託などしますが、落ちていくんじゃないですか。

○農業経営支援課長 中間管理事業につきましては、農業振興公社を中間管理機構として、今現在、県農業会議、各市町村の農業委員会、各市町村の農政関係部署と連携しながら、それ以外にも農地関係の部署であったり、多くのところと連携しながら、あらゆるネットワークを使って事業の推進をしているところです。

全国的な傾向として、今ありましたように、実績については伸び悩んでいる状況にございまして、本県についても、本年度の実績はまだまとまっておりませんが、昨年度で目標の約半分程度ということで、単年度の目標が3,000ヘクタールという非常に大きい目標を掲げていることもあり、半分ぐらいの実績になったところでございます。この実績は全国でも割と上位に来ているようなところでそれほど悪いということではないんですが、目標がかなり大きいので、その目標に対してなかなか実績が上がっていないという状況にございます。国のほうからは、話し合いがしっかりとしていないから伸び悩んでいるのではないかという話を現在伺っているところです。

○黒木会長 ありがとうございます。

○奥村審議員 中間管理機構のことでお尋ねしたいことがあります。

中間管理機構は、貸し借りが決まっているところは借りてくれるんですが、遊休農地や水がかかっていて田んぼができないところは借りないですね。中山間地域は小さい田んぼがいっぱいあります。イノシシが来て作付けしないところが出てきています。そういうと

ころを中間管理機構が全部借りて圃場整備をしてもらえば借りられると思うんです。でも、中間管理機構は、借り手がいなかったら借りない、水がたまっていたら借りない。国が言うのだから、中間管理機構が全部借りて圃場整備をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○農業経営支援課長 ごもったもな御意見だとは思っておりますが、実を申しますと、中間管理機構が借りるとしても、相手方の御承諾を得ないと借りられないこともあり、全ての農地に対してまとまりを持って同意を得るとするのは非常に難しい状況がありますので、現在、国のほうでいろいろ法律を変えて、相続がうまくいっていないところも利用権の設定ができるような仕組みをつくっているところでございます。いずれにしても、こういう制度をうまく活用していくためには、中間管理機構が直接やるわけではなくて、市町村や農業委員の方々が動いていただいた上で中間管理機構が手続を進めることになりますので、そういうところとしっかり連携して進めてまいりたいと思っております。また、中間管理事業の中で、しっかりと合意がとれた場合には、所有者の方々の負担なしで基盤整備ができる制度もできて、これから県内でモデル的に取り組むところもございますので、今後そういうところも見えていただきながら進めていければと考えております。

○奥村審議員 ありがとうございます。一応、農業委員をしていますので、中間管理機構のことも調べています。私は米だけをつくっていますが、田んぼが5畝とか6畝とか小さく、農道が狭いということで、これから先、農業をする人がいなくなります。さっきも説明がありましたように、これは切実な問題です。私たちが今農業をしているところも、3年後、5年後には人数が恐らく半分以下になると思いますが、小さいところは誰も借りません。遊休農地になっていきます。そうしたら、農業委員会はその遊休農地にしてはいけないから頑張りますが、誰も借りる人がいません。そういうところを国と考えて圃場整備をしていただきたいんです。

○農村計画課長 圃場整備の関係で、中間管理事業と絡めて話をさせていただきますと、今おっしゃったことは地域では切実な話だと私も思っております。まずは補助事業を活用して圃場整備を先にやって、優良農地にしてから中間管理事業で人を充てていくというやり方もあるのではないかと考えています。中間管理事業から先に入るとなかなかまとまらなくて整備も後回しになります。そういった観点もありますので、まずは整備をしてから中間管理機構を活用するという方法もあるのではないかと考えています。それらについては、いずれにしてもその地域の方々の合意形成が第一でございます。県も関係機関と一体

となって地元に入ってまいりますので、御協力をお願いできればおっしゃるようなことが実現できくるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

○奥村審議員 今、私のところは圃場整備をしていて、中間管理機構を通してやっています。今年が最初の工事だったので、それは分かっています。すみません。

○工藤審議員 中間管理機構の関係で僕らも同じようなことを言ってきました。農地中間管理機構が5年を経過した段階で見直していこうということで作業が今進められており、国のほうでも骨子が大体まとまったと聞いております。

我々が要求したのは、我々農業委員会系統としては具体的にどうタッチしたらいいのかということが明確ではなかった。今度は「人・農地プラン」を集落に入り込んできちっとやりなさい。そこからスタートしないとだめですよという話。

それから、中山間地関係で8割の集約は難しい。これは何とかならないかと。一応、8割の目標は下げないけれども、助成の関係で、2割でできたら助成の対象にしますということですよ。中山間地と平場地帯とは違うという話です。8割を担い手に集約しなさいといってもそれは無理なんです。今言ったようにどこに田んぼがあるか分からない。昔はみの田というのがありました。みのをかぶせていたら田んぼが1枚足りない。そのくらい小さい田んぼもあったんです。今はないけれども、同じような政策では受け入れることが困難だという話はしてありますので、一気に詰まっていけないと思うけれども、5年毎の見直しの後でしっかり国に対して物を言っていかなければいけないということで、我々もそういう立場で今頑張っております。助成金のことで間違っているときは修正してください。

○農業経営支援課長 中山間地に特化した、中山間地で取り組みやすいような仕組みを導入されるということで現在、国のほうでされておりますので、今、審議員がおっしゃったような方向で動いていると考えております。

○黒木会長 確かに中山間地域の農地の管理というのは非常に難しい。私のところも山の中ですから、10年前から、300万円までだったら90%村単で補助しますから農地改良しましょうと。そうしたところは残っています。ただ、そういうことも、手を挙げて耕地整備をしようという意欲のないところは難しいです。おっしゃいましたように、中間管理機構が手をつけられないぐらいのところもたくさんありまして、ある一定は将来とも残す農地として我々は整備していこうということをやってきました。奥村審議員が言うように中山間地は受け手がいない。これが大きな問題で、工藤審議員はこのことを最初からずっと言

っていらっしゃいますが、なかなか解決が難しい。しかし、中山間地域が疲弊するとまちが大変なことになる。そのことはわかっているわけです。日本の農業の原点みたいなところですが、しっかり残すということに県の農業政策の中でも謳ってほしいなとも思います。

他にございませんか。

○久家審議員 川南町は中山間地に入っていないんです。国有林が間近にありまして、国有林は杉とか植えたら全部柵をしますので、イノシシとか鹿は入れなくて、だんだん下のほうにおりてきているんです。うちは4ヘクタールぐらい買ったんですが、その影響でそこは全然使えなくて、息子たちが下のほうに借りたり買ったりしています。今はすごく売り手が多くて、毎年何反か場所のいいところだけ買いますが、借りているところを買ってください、買ってくださいという声が多い。そこまで買ってもどうしようもないというぐらい今大変なところに来ています。うちは中山間地に入っていないからあきらめているんです。国有林は杉を食べないように柵をしているんですが、農家に関しても、木城町と都農町は中山間地に入っていますが、川南町は入っていないくて、うちは山手なんです。山手のほうも中山間地という位置づけというか、そこら辺を考えてほしいということと、公社のほうがお金を何年か貸してくださっているのですごく助かって、土地が買えていることをありがたいなと思っています。

もう一つは、うちの近所に後継者として東京から帰ってきた息子さんがいます。親は畜産をやっているんですが、その息子さんが規模拡大をということで役場のほうにも相談に行っているみたいですが、補助事業としてなかなか出ない。親から受け継ぐとは言っているらしいんですが、規模拡大をやりたいと。今のところ親が12～13頭持っているのかな、それでは食べていけないので兼業農家をやっているんですが、子どもが畜産をやりたいと言って帰ってきたのに、いろんなところをお願いしても補助事業の対象としてひっかかっていないということで、何か月間かかかっているらしいんです。新規農業だったらすぐ出るけれども、後継者の場合、どこに相談に行けばいいかわからないということでお聞きしましたので、詳しい方がおられましたら、児湯のほうでも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○黒木会長 これにはありませんけれども、有害鳥獣の問題、これは当然あるわけでありますから、それが1点。それから、今おっしゃいましたように、小規模の後継ぎの人たちに対する支援。以上2点、お願いします。

○中山間農業振興室長 有害鳥獣につきましては、被害があれば、役場のほうに相談していただければ、防護柵等については補助事業なりは検討できるかと思います。中山間地域とかそういう縛りは有害鳥獣については特になかったと思います。役場のほうに御相談いただければと思います。

○久家審議員 集落ごとにと言われるんですが、こちらも1軒で、山ですので。

○中山間農業振興室長 どうしても補助事業の性格上、個人を対象にというのがなかなか難しく。特に有害鳥獣の駆除は、これまでのいろんな取組から、個人での取組はあまり効果が出ていないんです。やはり地域ごと、集落ごとでの追い払いをしないといけないということで、それで役場のほうも集落で取り組んでくださいということをおっしゃる。県のほうもそういう形で指導を行っているものですから、御検討いただければ。

○久家審議員 1町、2町、いろんなことをやったけれどもだめでしたので、今は放任しています。いくらお金をかけても無理だったので。

○中山間農業振興室長 一度うちのほうでも検討させていただきます。

○黒木会長 農水省のものと林野庁のものがありまして、逆に柵をこちらがする方法があるんです。向こうはしなくてこちらが柵をするという。それはまた農水省なり役場なりに相談してください。方法はあると思います。

○農業担い手対策室長 先ほど御質問がございました後継者の問題につきましては、私も後継者が一番重要と思っていますので、支援していきたいということで、毎年、知事から国へ、後継者に対して同じような支援ができないかということを要望しております。市町村やJAグループからも同じような意見を聞いておりまして、私もそれについては非常に重要だと認識しております。ただ、御案内のとおり、今、例えば150万円という新規参入者に対するものが該当になっていないことが現実でございまして、新規就農だけではなくて、規模拡大するに当たってのいろんな事業があるかと思っています。当然、採択要件とかいろいろあると思いますが、それについては、役場なり振興局なり普及センターなりにぜひ御相談いただければと思います。そこは強く受けとめているところでございます。

○黒木会長 150万ずつ3年間というのがありますが、あれは農業後継者は全部いいんじゃないですか。

○久家審議員 だめだと聞きました。

○農業担い手対策室長 説明いたします。例えば、親と同じ品目をやる場合には該当にならないという条件がございます。あと、年齢制限というのもあります。ちなみに今までは

45歳でしたが、来年からは50歳という形で、若干緩和されます。

○久家審議員 この子は26歳で帰ってきています。

○黒木会長 それは本当にもったいない。先ほどおっしゃいましたように、貸し手、売り手はいっぱいいる。逆に言えば可能性がいっぱいあるということです。だから、農政としてこれをしっかり捉えることは必要だと思います。

それから、該当しない後継者の育成等については町にも相談してください。私のところでは、後継者には100万やると。帰ってくれば何でもいいということでしていますし、それぞれ町村にあると思いますので。

○畜産振興課長 畜産の規模拡大について補助事業の関係ですけれども、国のほうの事業につきまして、新しく要件緩和というのも出てきております。役場なりJAのほうにもそういう情報を今流しておりますので、しっかり活用できるように、うまく使っていただけるように。多分大丈夫になっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

○黒木会長 それでは、次に、お米に行きたいと思います。「需要に応える宮崎米生産体制整備事業」について何か御意見等ございませんか。

○奥村審議員 食味ランキング「特A」というものがあるというのを今初めて知ったんですが、どんなものでしょうか。

○農産園芸課長 日本穀物検定協会という社団法人が実施しているもので、さかのぼると昭和47年からあるそうですが、「特A」という区分ができたのは平成元年からです。全国で140ぐらい産地品種が提出され、その中から二十数名のプロの食味を見る方たちが実際に食べてみて、6項目ありますが、外観、香り、味、そういったものを評価して、標準品種に比べてプラス何ポイントという評価をして、「特A」から、真ん中が標準、その下という形で5段階になっています。

○奥村審議員 コシヒカリはないんですか、特Aの中には。

○農産園芸課長 これは特にコシヒカリと限定しているわけではなくて、全国で四十何品種「特A」があると申し上げましたが、コシヒカリが確かに多くて、12品種がコシヒカリです。

○黒木会長 「特A」になりますと引っ張りだこです。えびの米も「特A」になったけれども、一回「A」に落ちましたね。そういうこともあるんです。同じ地域で「特A」になったり、「A」に落ちたりするんです。だから、「特A」ができる米のつくり方が絶対できれば勝ち。どうですか。

○奥村審議員 「特A」のつくり方を教えてください。

○黒木会長 それを研究するのが今からです。

○農産園芸課長 「特A」ができる環境、技術なりを再現しようということで、平成27年にえびの市のヒノヒカリが「特A」を取ったんですが、残念ながらその後再現ができていません。例年、食味の結果もいただきます。例えば平成29年だと、ちょっと粒の張りがまだ弱いですねというコメントをいただいて、粒の張りがよくなるにはどういう栽培方法がいいのかということ平成30年産も現地でやったりしています。ちなみに、県内でいくと沿岸、霧島、西北山間地域ということで、気象条件に応じて3地域に分かれています。その3地域の中で品種ごとに提供していく。沿岸地域のコシヒカリも出していますが、残念ながらまだ「特A」は取れていないという状況です。

○黒木会長 奥村審議員、詳しいことが聞きたかったら、しっかり資料がありますから、見てください。呼びつけて聞いてください。

○奥村審議員 私は申間ですが、霧島ではないので、ちょっと「特A」は無理なのかなと思います。

○黒木会長 これは全国の米がしのぎを削って今競争しています。米はいいですか。

次、行きます。「畑かんフィールドで拓がる！畑作産地育成事業」につきまして何かございませんか。畑かん事業も昔から大分やっていますよね。よろしゅうございますか。

では、次、行きます。ため池、これは新しい問題なんです。今、農水省が法制化しようとしていまして、実を言うと私も意見陳述があって言いました。江戸時代ごろにできたため池が多いんです。要するに広げるたびに作ったんです。宮崎は水が豊かだから少ない。瀬戸内に行ってください。全国の7割ぐらいがあそこに固まっているようなものです。つくった人は死んでしまった。そこで百姓をする人はあまりいない。誰が管理するか。管理組合もわからないし、所有者もわからないものがたくさんあって、ほったらかされる。集中豪雨が来ると、あれで死亡した。そういうことも含めて、農水省が多分今月中には素案を出すと思いますが、県がいち早くこれだけしたのは大したものだなと私は思いました。

ため池について何か御意見はありますか。

○後藤審議員 私は木城町ですが、去年の台風で、ここに書いてあります岩瀬地区のため池が決壊寸前で、水田も結構つかったりして。昨年、補修事業の予定でしたが、台風被害の関係で先送りになると聞いたんですが、ここに書いてあるということは、今年度事業をしていただけるのでしょうか。

○**農村整備課長** こちらに書いてある地区ですが、国のほうがこの3か年で重点的に防災事業に予算をつけるということで、従来予定していた工期よりも前倒しでやるということで今予算を組んでおります。先送りというふうにお聞きになったかもしれませんが、できるだけ早目に完了させて、災害の未然防止ということで考えております。

○**黒木会長** 国が災害防止やらで国土強靱化で今度補正をどんとつけましたから、たくさん言ってください。ため池管理はこれから大きな問題になります。だから、法制化して、誰が管理するのかということまで県と市町村の責任が問われることになると思いますし、あれを改修したり土木工事をすると、水路組合が5人で850万払えと言われてもそれではできませんということになる。でも、後の危険を考えると何とかしなければならないということになります。県にもよろしく願います。

次、行きます。和牛能力共進会、これはやっぱりもう一回てっぺんをとらなければならないと思います。何か御意見はありませんか。

○**新森審議員** 本当に重要な事業であります。今回、宮崎牛が非常にブランド力を高めた。さっき挨拶にあったとおり、アカデミー賞授賞式のアフターパーティーで使われるのは、やはり日本一になったから、チャンピオンだったからできたことであります。今後の宮崎の農業は畜産が中心になろうかと思しますので、その振興のためには絶対勝ち取っていかなくちゃいけないチャンピオンだということを考えておりますので、県も頑張って、我々も頑張ります。そして、県民の理解も得ながら進めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○**黒木会長** 関係団体ともどもに頑張っていただいて、宮崎牛が売れたのは、新森会長がおっしゃるようにこれで勝ったからです。勝っていなかったら宮崎牛は横ばいだと。九州は佐賀牛ですから。今でもまだ佐賀牛が強いところもあります。でも、これで勝っていくと宮崎になる。宮崎牛のほうがおいしいんです、本当は。中央会長、お一言。

○**福良審議員** 今、新森会長からあったとおりだと思います。ブランドというのは、いかに全体的に認識するか。その根拠は何かというのは、今、会長がおっしゃったように、和牛能力共進会で日本一が3回続いた。次は4回目ですけれども、総理大臣賞をもらうということでまた箔がつくと思います。恐らく県の方も感じられていると思いますが、東京に行ってタクシーに乗って宮崎弁で話すと、「宮崎の方ですか。宮崎牛ですよ」という話がすぐ来ます。もちろん、キンカン、マンゴーもありますが、そういう最たるものかなと思います。またよろしくお願いいたします。

○黒木会長 ありがとうございます。牛につきましては、県下の組織もこれに向けてしっかり取り組む体制ができておりますから、県が音頭をとって、市町村、JA共にてっぺんをとる努力をしていただきたいと思います。

次に行きます。「全国モデルとなる家畜防疫対策事業」につきまして、先ほど豚コレラもありましたが、含めて何か御質問や御意見はありませんか。

先ほどどなたかが、インバウンドの人が増えてきて東南アジアが8割ぐらいと言いましたが、人間のはしかもあちらから来たような感じです。日本にはないんです、東南アジアなんです。たくさん来られるでしょう。そうすると、その中にいらっしゃって、1人うつるとすぐにうつってしまうということで、今の若い人はワクチンを打っていますが、我々ぐらいの年配になるとみんなかかって、「恋とはしかはみんなかかる」と言われていました。みんなかかっていらっしゃると思いますが、それがまた出まして、当時かかっていないおじさんやおばさんは危ないんです。それと一緒に、口蹄疫も鳥インフルエンザも防疫をしっかりしなきゃいけないということだと思います。

このことにつきまして県のほうは補足はありませんか。

○家畜防疫対策課長 宮崎空港は、全国にも例がないような、消毒マットのような防疫体制を敷いていると思っております。ほかの空港は、動物検疫所のほうで国際線のところに消毒マットを置いているんですが、本県は、国の検疫所のマットに加えまして、空港ビルのほうで二重でマットを敷いていただいております。また、今、中部のほうで豚コレラが発生しておりますので、国内フェーズといったことでビルの出入り口にもマットを敷いていただいていると。国内線のボーディングブリッジにもやっけていただいているので、国内の移動に関しても、ボーディングブリッジで1回、ビルを出るときに1回、2回マットを踏んで宮崎に入っていただくという体制をとっておりますので、県のできることは一生懸命やっておりますけれども、水際で100%防疫できるということではないので、やはり地域防疫であるとか農場防疫、最終的には農場がいかに防疫を徹底するかということであろうかと思っておりますので、またよろしく願いしたいと思っております。

○黒木会長 ぜひそういうことで完全な防疫体制を敷いてシャットアウトしてほしいと思います。

もう1項目議題が残っておりますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

「宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称）骨子案について」、説明願います。

○農産園芸課長 農産園芸課でございます。お手元の資料3の1ページを御覧ください。

宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称）骨子案についてでございます。

本件につきましては、昨年10月の第1回農政審議会で、法廃止後の本県の対応について御報告させていただいたところですが、今回、条例骨子案として報告させていただくものです。

前回と重複する部分もございますが、まず、1、基本的な考え方について御覧ください。昨年4月1日に「主要農作物種子法」が廃止されたことに伴いまして、主要農作物である稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するための県の義務づけが廃止されました。農家及び農業団体からは、将来にわたって安定的な種子の生産体制が維持されるのか不安であるとの意見も伺っており、この不安を解消し、安価で優良な種子を生産者へ安定的に供給することは、主要農作物の高品質・安定生産の観点からも極めて重要でありますことから、本県における主要農作物種子の安定生産・供給に必要な体制を整備するための条例を制定するものでございます。

次に、2の条例の概要についてでございます。右の2ページの別紙、骨子案を御覧ください。1から6までの6項目でございます。

まず、1の目的です。主要農作物である稲、麦類、大豆に、本県で従来から採種しておりますそばを加えまして、その品質確保及び安定生産を推進するため、優良な種子を安価で安定的に供給することを目的とします。

次に、2の定義につきましては、この条例で用いられる用語の意味や内容を定義します。例えば、主要農作物、採種団体、指定種子生産者、生産者等、この条例の中で使われる言葉についての記述を予定しております。

続きまして、3の県の責務、採種団体及び生産者の役割についてでございます。

（1）の県の責務は、主要農作物等の優良な種子の生産及び普及に係る施策を関係団体と連携しながら計画的な推進を図るとともに、必要な体制の整備を図ることを明らかにします。

（2）採種団体及び指定種子生産者の役割につきましては、種子の生産供給にかかわるそれぞれの立場で種子の重要性を認識し、その果たすべき役割について明らかにします。

（3）生産者の役割です。種子の供給を受けまして、実際に栽培する生産者におかれましては、県の施策を御理解いただき、種子更新等に努め、優良な生産物の供給に努めることを明らかにいたします。

続いて、4の優良な種子の計画的な生産についてでございます。

(1) 優良な種子の計画的な生産に必要な生産計画の策定のほか、(2) では優良な品種の選定、(3) 原種・原原種生産、(4) 種子生産圃場の指定、審査など、県が取り組む具体的な事項について定めます。

次に、5の財政上の措置です。主要農作物の優良な種子の生産及び普及に係る施策に必要な財政上の措置について定めます。

最後に、6の委任では、条例の施行に関し必要な事項を別途定めることとしております。

左のページにお戻りください。3のパブリックコメントの概要及び結果についてでございます。今回、条例案を検討するに当たりまして、県民の皆様からの御意見を伺うためにパブリックコメントを実施いたしました。実施期間は、昨年末の12月5日から年明け1月7日までの約1カ月で、県のホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等で周知させていただいているところでございます。その結果、(3)のイですが、21件、13名の方から、ウの意見の概要のとおり、それぞれに記載の件数の意見がございました。具体的な内容は今回御紹介しておりませんが、例といたしまして、従来どおりの種子の生産供給に条例の制定は必要といった御意見や、種子生産の手続の簡素化といった種子生産現場からの御意見などをいただきました。いただきました御意見に対する回答はホームページで公表し、今回、上程案の条例への反映も検討させていただいているところでございます。

最後に、4の今後のスケジュールといたしましては、2月の定例県議会に議案を提出し、審議後、4月1日付で条例施行を予定しております。

説明は以上でございます。

○黒木会長 ありがとうございます。今ありましたように、主要農作物種子法がなくなつたんです。県が、それではいけないということで、この条例案を今度の県議会にかけて県の条例で種子を守ろうという趣旨でございます。

何かございますか。

○奥村審議員 これは希望なんですけれども、水稻の安定供給依頼と、不足したときの対応はどうされるんでしょうか。今年はWCSの種子が足りないということで私のほうにいろんな人から来ているんですが、これはどうなるのかなと思って。

○農産園芸課長 種子の生産につきまして、今お尋ねの種子の不足の場合についてです。今年は、WCS用の採種が台風の影響で被害を受けまして、残念ながら種子の確保ができない状況になりました。大変農家の方には御負担をおかけすることになりますが、代替品種の御紹介をして、その品種で今年の作付はしのいでいただけないかということで御説明

して、基本的に御負担はありながらも御理解いただいたと思っています。今、御指摘の点につきましては、我々としては、生産の安定をまずしっかりしていくことなんですが、残念ながら気象条件等で今年のような状況も出てきますので、ほかの県の採種の提供の状況ですとかそういった情報収集に努めながら、なるべく農家の方の御意向に沿うように種子の生産確保に努めていきたいと考えております。

○黒木会長 よろしいですか。

○奥村審議員 ありがとうございます。

○黒木会長 他ございませんか。

○工藤審議員 質問ではありませんが、私ども農業会議等、この問題についてはＪＡと一緒にあって要請した経緯がありまして、道のりはかなり長かったけれども、条例案として出てきたというのは非常にありがたいことで、よかったなと思っております。当初、民間の能力を積極的に活用するというのが基本方針の中でありました。民間のノウハウを活用すれば、民間が開発すれば高い種子を買うことになるから、「積極的」は取りなさいと。これも「民間」は入っておりませんが、県が主体的に主要な種子はつくっていくんだという姿勢で条例案ができておると理解しております。当局の皆さん方に心からお礼を申し上げたいと思います。褒め殺しではありませんけれども、ありがとうございます。あとはこれを県議会にかけて、恐らく通るでしょうから、しっかりと運用していくことが大事であらうと思いますから、よろしく願いをいたします。

○黒木会長 ありがとうございます。お褒めもいただきました。

この際、もう一つ何かという方はいらっしゃいませんか。

○丸目審議員 その他で総合的に聞いてみたいんですが、今、国の通常国会が開かれております。久しぶりに安倍総理が施政方針で農業に大分時間をとって話されました。若者が夢や希望を持って飛び込んでいける強い農業を展開するんだと、力強いお話をされました。

その中で２つほど気になったんですが、１つは、農地バンクの手続を簡素化し、６千億円を上回る土地改良予算で意欲と能力のある担い手へ農地集積を加速し、生産性を高める。もう１つは、美しい棚田を次世代に引き渡していくため、中山間地域への直接支払いなどを展開し、さらに総合的な支援を講じる。棚田をしっかりと守っていくと。そういう２つが非常に印象に残っているんですが、この２つの点について現時点で県はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○農業経営支援課長 農地中間管理事業によりまず利用権設定の手続事務が繁雑で、市町

村農業委員の方々の負担が非常に大きいということで、国のほうに毎年要望しております、ようやく一部ですけれども、計画を策定するところとか告示の部分とかで簡略化されるということで、私どもとしては、要望していたこともあり、この手続の簡素化については評価させていただきたいと思いますし、市町村農業委員の皆様からも評価をいただけるものだと考えております。

○農村整備課長 棚田のほうにつきましては、議員立法で出されるということで、細かいデータは持ち合わせておりませんが、あわせて、中山間直払いの関係は、5年の周期ごとに見直しがかかっておりますので、その見直しの時点で新たな制度が見出されると思っておりますので、それを注視していきたいと思っております。

○工藤審議員 最後にその他でありますけれども、最近、国の施策でも県の中でも、「食料の自給率」というのをあまり聞かなくなったことが一つ。もう一つは、「家族農業」という言葉をあまり使わなくなった。まだ日本も世界も家族農業が主体なんです。大型の農業もいいけれども、家族で農業をやって生産を上げている。その家族農業を大事にする、支援するという施策が見えてこない。中山間地はあるにしても、そういう言葉、自給率、こういったものも県の基本方針の中できちっと明記しておかないといけないのではないかと、そういう感じがいたしますから、最後に意見を述べておきたいと思います。

○黒木会長 ありがとうございます。大体締まったようでございます。

大体時間がまいりましたが、今日は2つのテーマについていろんな御意見をいただきました。これから大きなイベントが県内、国内である。それに向けて食をPRしよう、よいチャンスではないかという大変前向きな御意見もいただきました。また、中山間地の支援につきましても、圃場整備などをやりながら次の段階に移ることも大切だというお話も聞きました。また、借り手がない、貸し手はいっぱいいると言われましたが、考えようによっては、貸し手がたくさんいればいろんなことができるということもあります。後継者育成の問題の細かな問題で難しいことも現実にあるという御意見もいただき、大変ありがとうございます。それから、畜産については両JAの会長から力強いお言葉をいただきました。畜産宮崎をこれからもさらにしっかりとみんなで支えていくという御意見をいただきました。山ばかりでなく町場の近くでも鳥獣被害もございます。いろんな制度の見直しもしていただきたいという話がございました。最後に、日本の農業の一番すばらしい、美しい家族経営や、農家の魂であります日本人の胃袋を養うという自給率についても忘れてはいけないという、大切な御指摘もいただいたところであります。

以上で今日の審議を終わりたいと思います。

お諮りをいたしますが、今日提示されました平成31年度の農政水産部の主な事業、並びに宮崎県主要農作物種子生産条例（仮称）骨子案については、県の御提案のとおり審議会としては承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○黒木会長 全員異議なしということで、審議会として承認することといたします。

皆様方の積極的な御発言に心から感謝申し上げまして、本日の審議会の審議を終わります。

○事務局 黒木会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。審議員の皆様、どうもありがとうございました。

午後 2 時50分閉会